

豊かな体験活動推進事業

平成20年度予算額(案) 1012百万円(713百万円)

背景

- ◆学校教育法の改正(H13.7施行)：社会奉仕体験や自然体験等の体験活動を充実
- ◆新学習指導要領の実施による体験活動の充実
(小・中学校：平成14年度～ 高等学校：平成15年度～)

児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むためには、成長段階に応じて、自然の中での長期宿泊体験や社会奉仕体験活動など様々な体験活動を行うことが有意義。命を大切に作る心や他人を思いやる心、規範意識等の育成を図ること等は極めて重要であり、豊かな心の育成に向け、各学校における体験活動の取組を推進。取組の成果を全国に普及させ、円滑な体験活動の展開に資する。

児童生徒の輝く心育成事業 ～ふれあい応援プロジェクト～

【新規】 (6地域×1校)

小・中学校を指定し、世代間交流や動植物の育成を通じて感性を育み、命の大切さを学ばせる体験活動プログラムについて調査研究を実施。

高校生の社会奉仕活動推進校

【新規】 (6地域×1校)

各都道府県の高等学校を指定し、社会奉仕活動のプログラムについて調査研究を実施。

体験活動推進協議会の設置 【新規】

(47地域)

体験活動を推進するための課題や成果を議論したり、各学校への情報提供を行う協議会を各都道府県に立ち上げ、各学校における様々な体験活動を推進する。



自然の中での長期宿泊体験事業

①農山漁村におけるふるさと生活
体験推進校【新規】 (47地域×5校)

農林水産省と連携してモデル地区を指定し、学校と受入地区を同時に支援することにより、農山漁村における生活体験活動を推進。

※文部科学省、農林水産省、総務省の3省が連携した「子ども農山漁村交流プロジェクト」として実施

②学校教育における人間力向上のための
長期宿泊体験活動推進プロジェクト
～仲間と学ぶ宿泊体験教室～【継続】
(6地域×1校)

長期宿泊活動を通じて様々な体験活動を行い、人間力の基礎の戦略的な育成を支援。

ブロック交流会の開催：各学校での取組を発表し、取組の成果を全国へ普及する。

※その他、体験活動の実践例を収集した事例集を作成し、全国へ取組の普及を図り、体験活動を推進する。